

国の重点支援地方交付金活用事業

# 令和7年度補正予算 長野県エネルギーコスト削減助成金 【中小企業者向け】

## 事業説明会

令和8年(2026年)3月13日(金) 13:30~15:00

受託事業者: アデコ株式会社

# 本日の流れ/ご説明事項(目次)

---

- 1.事業目的(県庁ご担当者様から).....4
- 2.助成金の概要(過去に実施した助成金事業との違い)・・・5
- 3.助成対象者.....7
- 4.申請要件(基本コース・促進コース).....11
- 5.助成対象経費.....14
- 6.助成対象設備.....15
- 7.対象設備一覧表.....16(別資料)
- 8.事業計画書(様式第1号の2)の記載方法・・・17(別資料)
- 9.助成率・上限額.....21
- 10.事業のスケジュール・・・22
- 11.助成金の交付申請方法および交付決定・・・24
- 12.実績報告の方法および助成金額の確定・・・27
- 13.助成金に関する留意事項.....31
- 14.お問合せ先・今後の流れ.....34
- 15.質疑応答.....36

# 1.事業目的

---

今回実施する令和7年度補正予算事業では、これまでにエネルギーコスト削減促進事業を活用したことのない者への支援を引き続き行うとともに、これまでにエネルギーコスト削減に取り組んでこられた県内に事業所を有する中小企業者等※1が、事業所全体のエネルギー使用量の現状を把握した上で、より高効率な環境対応設備へ投資し、さらなるエネルギーコスト削減につなげることで、温室効果ガス排出量の削減に貢献し、同時に収益構造を改善していただくことを目的としています。

※1 中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第2条第1項第1号から第3号で規定する会社及び個人のほか、中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項で規定する中小企業団体のうち、第6号を除く者等(主たる業種が農林漁業、教育業、医薬品小売業、医療・福祉業、宗教業、性風俗関連特殊営業である者を除く)

※宗教業は、旅館業の営業許可を有し、宿坊等において対象設備を更新・新設する場合を除く。

## 2.助成金の概要(過去に実施した助成金事業との違い)

### 【これまでの助成金との主な変更点】

◆助成対象者を「県内に本社所在地を有する中小企業者等」から「**県内に事業所を有する中小企業者等**」に変更し、**長野県外に本社がある県内事業所(1事業所に限り)への設備投資も対象となります。**

**◆すべて専用ホームページから書類をダウンロードのうえ、WEB上で電子申請を行っていただきます。紙による郵送や提出での申請は承りません**ので、ご了承ください。

◆新たに「促進コース」が新設され、申込コースが2コースあります。

#### ①基本コース

これまでの中小企業エネルギーコスト削減助成金の枠組みを「基本コース」として継続。これまでに中小企業エネルギーコスト削減助成金の**交付を受けたことがない中小企業者等は、基本コースに申請することができます。**

#### ②促進コース

助成率を優遇し、上限額を引き上げる「促進コース」を新たに設けます。**すでに交付を受けられたことがある中小企業者等は、さらなるエネルギーコスト削減を目指すためにも、促進コースへの交付申請をご検討ください(基本コースに申請することはできません)。**

⇒(1)事業活動温暖化対策計画書制度に基づく、計画書提出が必須

(2)長野県SDGs推進企業登録制度への登録が必須

## 2.助成金の概要(過去に実施した助成金事業との違い)

	基本コース	促進コース
対象者	県内に事業所を有する中小企業者等	
申請要件	これまでに中小企業エネルギーコスト削減助成金を活用したことがないこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業活動温暖化対策計画書を提出すること</li> <li>長野県 SDGs 推進企業の登録を行うこと</li> </ul>
助成対象となる環境対応設備(設備区分)	<ul style="list-style-type: none"> <li>空調・換気設備、照明設備、冷蔵・冷凍設備、恒温設備、熱電併給設備、電気制御設備、加熱設備、生産設備、建物付属設備(断熱ガラス及びサッシに限る)の更新</li> <li>発電設備(太陽光パネル及び付属設備であって出力50kW未満に限る)、エネルギー管理設備の新設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>空調・換気設備、照明設備、冷蔵・冷凍設備、恒温設備、熱電併給設備、電気制御設備、加熱設備、生産設備、建物付属設備(断熱ガラス及びサッシ、<u>エントランスドア</u>*<sup>2</sup>に限る)の更新</li> <li>発電設備(太陽光パネル及び付属設備であって出力50kW未満に限る)、エネルギー管理設備、<u>EV用充電器</u>、建物付属設備(風除室、<u>エントランスドア</u>、<u>カーポート</u>に限る)*<sup>2</sup>の新設</li> </ul>
助成率等	1/2以内(発電設備は出力1kWあたり4万円以内)	3/4以内(発電設備は出力1kWあたり4万円以内)
上限額等	下限額 50万円 上限額 500万円	上限額 1,500万円

助成金の予算額は約11億円となり、**交付申請額の合計がこの予算額に達した時点で申し込みを締め切ります。**

※2 下線部は、新たに設けた促進コースにおいて追加する対象経費

# 3.助成対象者

---

## (1)助成対象者

助成金交付の対象者は、**県内に事業所を有する中小企業者等**です。具体的には、次のアからエまでの要件を全て満たしている「**①中小企業支援法に基づく会社及び個人**」、又は「**②中小企業団体の組織に関する法律に基づく中小企業団体(企業組合を除く)等**」です。

### ア 県内に事業所を有し、対象設備を更新・新設する建物等があること

- ・**県外に本社がある中小企業者でも、県内に事業所があれば申請が可能です。**
- ・**県内に複数事業所がある場合でも、申請できる事業所は1箇所とします。**

### イ 次に該当する者でないこと

- ・**主たる業種が農林漁業、教育業、医薬品小売業、医療・福祉業、宗教業(旅館業の営業許可を有し、宿坊等において対象設備を更新・新設する場合を除く)、である者**
- ・**中小企業者等及びその役員が、長野県暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員等に該当する者、暴力団員が役員である者又は暴力団と密接な関係を有している者**
- ・**中小企業者等が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する「風俗営業」、「性風俗関連特殊営業」及び「接客業務受託営業」を営む者**

### ウ 国税及び県税に未納が無いこと

- ・**本助成金は国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を財源としていることから、国税に未納がある場合は申請不可とします。**
- ・**本助成金は、県が実施主体として交付しますので、県税が未納である場合は申請できません。**

# 3.助成対象者

---

**エ 国、県及びその他の補助金等の同一内容の支援を受ける事業のほか、令和7年度補正予算により県が交付する次の補助金に申請又は申請する予定がないこと**

・県が令和7年度補正予算により交付するエネルギーコスト削減促進補助金

- ・私立学校エネルギーコスト削減促進事業補助金
- ・保育施設等エネルギーコスト削減促進事業補助金
- ・児童養護施設等におけるエネルギーコスト削減促進事業補助金
- ・社会福祉施設等エネルギーコスト削減促進事業補助金
- ・山小屋エネルギーコスト削減促進事業補助金
- ・農業エネルギーコスト削減促進事業補助金
- ・林業エネルギーコスト削減促進事業補助金

# 3.助成対象者

## ① 助成対象となる中小企業支援法に基づく**会社及び個人**

### ◆中小企業支援法第2条第1項第1号から第3号で規定する中小企業者の定義

業種	資本金の額 (又は出資の総額)	常時使用する 従業員の数
製造業、その他（ゴム製品製造業を除く）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業（ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く）	5,000万円以下	100人以下
ソフトウェア業、情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

※資本金の額(又は出資の総額)、常時使用する従業員の数のいずれかを満たすことが必要

ただし、次のいずれかに該当する場合は、**みなし大企業**であるとして、助成対象者になれません。

ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している者

イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている者

エ 発行済株式の総数又は出資価格の総額をアからウに該当する中小企業者が所有している者

オ アからウに該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている者

# 3.助成対象者

---

## ② 助成対象となる中小企業団体等

### ◆助成対象となる中小企業団体の組織に関する法律に基づく中小企業団体

- 事業協同組合
- 事業協同小組合
- 信用協同組合
- 協同組合連合会
- 協業組合
- 商工組合
- 商工組合連合会

### ◆助成対象となるその他の法律に基づく組合

- 水産加工業組合及び水産加工業組合連合会
- 酒類業組合、酒販組合、酒造組合連合会及び酒販組合連合会
- 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合及び生活衛生同業組合連合会
- 内航海運組合及び内航海運連合会
- 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会
- 認定職業訓練を実施する事業主等

## 4.申請要件(基本コース)

「基本コース」と「促進コース」の2つのコースがあります。設備投資に必要な金額や申請要件等を勘案しながら、いずれかのコースを選択して申請してください。両方のコースを申請することはできません。

	基本コース
対象者	県内に事業所を有する中小企業者等
申請要件	これまでに中小企業エネルギーコスト削減助成金を活用したことがないこと

**基本コース:これまでに中小企業エネルギーコスト削減助成金を活用したことがないこと**

令和4年度から令和6年度までに中小企業エネルギーコスト削減助成金の交付を受けた中小企業者等は、「基本コース」に申請することができません。

※種類・区分が違う設備を更新する場合でも、過去にエネルギーコスト削減助成金をご利用の場合、基本コースの申請はできません。

しかし、「促進コース」については申請可能ですので、「促進コース」への交付申請をご検討ください。

## 4.申請要件(促進コース)

	促進コース
対象者	県内に事業所を有する中小企業者等
申請要件	①事業活動温暖化対策計画書を提出すること ②長野県SDGs推進企業の登録を行うこと

左記①②どちらも必須条件

### ①事業活動温暖化対策計画書を提出すること

事業活動温暖化対策計画書(以下「計画書」)の第5次計画期間(令和8年度～令和10年度)において、直近と比較して温室効果ガス排出量の目標削減率を9%以上(年平均3%以上)とする計画書を作成、提出してください。交付申請時点では計画書に替えて誓約書を提出し、工事完了後の実績報告書提出時に計画書の写しを添付してください。計画書の作成や提出に当たっては、当該制度の専用ヘルプデスクを設けて支援を行っています。詳細は県ホームページをご参照ください。

※ご注意:計画書を提出した事業者には令和9年度から令和11年度までの毎年7月末日までに報告書を提出することが義務付けられています。交付申請を取り下げるなどで助成金交付を受けなかった場合でも、計画書を提出した事業者は報告必須のためご注意ください。また、これまでの助成金申請時に計画書を提出済の場合でも、促進コースに申請する場合は全ての申請者様が令和8～10年度(第5次計画期間)の計画書を改めて作成のうえ、ご提出いただきます。

### ②長野県SDGs推進企業の登録を行うこと

長野県SDGs推進企業の登録申請を行ってください。既に登録済で助成金の交付申請日が有効期間内(登録日から3年間)であれば、新規・更新申請は不要です。助成金の交付申請時に未登録の場合は、登録証の写しに替えて誓約書をご提出いただき、実績報告書提出時に登録証の写しまたは登録申請書の写しを添付してください。交付申請時点で登録済の場合は、登録証の写しを添付していただきます。

制度詳細や申請方法などは、県公式サイトをご参照ください。

登録・更新には3か月程度かかる場合があります。

# 【参考】長野県SDGs推進企業登録制度案内チラシ

しあわせ信州  
山々と育む すこやかな国

## 長野県SDGs推進企業登録制度

～未来を見据え、SDGsを経営の“ど真ん中”に～



長野県SDGs推進企業登録制度 登録マーク

企業活動等を通して、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に意欲的に取り組む県内企業等を登録・PRする長野県独自の制度です。

SDGsにつながる取組をアピールし、ブランドイメージの向上、ビジネスチャンスの拡大へ

**SDGs推進により期待される効果**

- ブランドイメージ向上
- 金融機関・投資家等との連携
- 人材の確保・育成
- 従業員のモチベーションアップ
- 販路拡大
- 経営リスクマネジメント
- 社会課題解決につながる新商品・サービスの開発

**登録メリット**

- 長野県SDGs推進企業情報サイトでSDGsの取組を紹介・PR
- 登録マークの使用  
(使用例) 企業等ホームページ・パンフレット、名刺等



**SDGsとは**

「SDGs」(Sustainable Development Goals)とは、持続可能な国際社会の実現のため、2030年までの目標を国連が定めたものです。世界中でSDGsへの取組、ESG投資、エシカル消費等持続可能な社会実現に向けた取組が広がっています。



**SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS**

## 長野県SDGs推進企業登録制度

**■ 対象者**  
長野県内に本社又は支社等を有し、県内における事業活動を行う企業、法人、団体、個人事業主（以下、「企業等」という。）

**申請までのステップ**

- 1 企業等全体で SDGs 達成につながる現在の取組と今後の取組を検討
- 2 県が設定した 43 の項目をセルフチェック **[要件2]**
- 3 SDGs 達成に向けた経営方針等と重点的な取組・目標を宣言 **[要件1]**

**■ 登録要件（要件1、要件2のいずれも満たす必要があります。）**

**[要件1]** 要件2のセルフチェックを踏まえ、SDGs 達成に向けた経営方針等と、「環境」、「社会」、「経済」の3側面の全てについての重点的な取組と目標を宣言してください。  
**[要件2]** 県が設定した 43 のチェック項目について、具体的な取組を記載（セルフチェック）してください。宣言に合わせ、今後、予定している取組を記載いただくことも可能です。  
 SDGsは、企業等の全ての部署に関わるものです。申請に際して社員の皆様とともに、取組内容を検討いただくなど、工夫して進めてください。

**■ 登録料** 無料です。

**■ 申請** 長野県SDGs推進企業情報サイトよりオンライン申請をしてください。

**■ 登録後の進捗管理**  
毎年1回以上、取組内容を確認いただき、更新や新たな取組の追加等を行ってください。長野県SDGs推進企業情報サイトの掲載内容を最新のものに更新し、発信・PRします。

**■ 手続きの流れ**



**企業等が行うこと**

- 申請書の入手
- 企業内での取組検討
- 申請書等の提出
- 登録証・登録マークデータの受取
- 登録マーク等の活用によるPR
- 要件1・2をHP等で公開

**県が行うこと**

- 申請書等の受領
- 登録
- 県HP等で発信・PR

**NAGANO SDGs BUSINESS PORTAL**  
[長野県公式] 長野県SDGs推進企業情報サイト

- 各社の取組がわかる
- 自社の取組をアピールできる
- 登録企業間で情報交換できる



https://nagano-sdgs.com

**<SDGs申請に関する問い合わせ先>**  
 長野県SDGs推進企業登録制度 新規・更新申請サポート窓口  
 電話番号: 050-5536-8235  
 E-mail: ADE.JP.sdgs-shinshu@jp.adecco.com  
 受付時間: 平日9:30～17:30(土日祝日除く)

長野県SDGs推進企業登録制度 🔍 検索

# 5.助成対象経費

## ○助成対象経費

助成対象となる経費は交付決定日以降（「事前着手届」を提出した場合は届出日以降）に発注や契約を行い、**期間内の令和9年（2027年）1月8日までに納品、検収、支払まで完了した**次表に掲げる設備（設備区分）のほか、更新・新設に要する工事費（設置に必要な設計費含む）及び処分費です。

	基本コース	促進コース
助成対象となる環境対応設備（設備区分）	<ul style="list-style-type: none"> <li>空調・換気設備、照明設備、冷蔵・冷凍設備、恒温設備、熱電併給設備、電気制御設備、加熱設備、生産設備、建物付属設備（断熱ガラス及びサッシに限る）の更新</li> <li>発電設備（太陽光パネル及び付属設備であって出力50kW未満に限る）、エネルギー管理設備の新設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>空調・換気設備、照明設備、冷蔵・冷凍設備、恒温設備、熱電併給設備、電気制御設備、加熱設備、生産設備、建物付属設備（断熱ガラス及びサッシ、<u>エントランスドア</u>*<sup>5</sup>に限る）の更新</li> <li>発電設備（太陽光パネル及び付属設備であって出力50kW未満に限る）、エネルギー管理設備、<u>EV用充電器、建物付属設備（風除室、エントランスドア、カーポートに限る）</u>*<sup>5</sup>の新設</li> </ul>

なお、次の費用については**助成対象経費として含めることはできません**のでご注意ください。<sup>※5</sup> 下線部は、新たに設けた促進コースにおいて追加する対象経費

- ・消費税及び地方消費税等の租税公課
- ・計測機器、リース料、土地の取得等の直接的でない設備等の取得に係る費用
- ・運搬費、保証料、安全対策費、賃貸・管理等の直接関係のない工事・設計に要した費用
- ・自社内部で設置工事などの施工ができる場合の設置工事の費用
- ・交付申請書や実績報告書等の作成、提出に要する費用
- ・中古設備、振込手数料、一般管理費、その他県が不相当と認める経費

## 6.助成対象設備

### ○助成対象設備

助成対象設備とする環境対応設備は対象設備一覧表(別表)のとおり、「省エネ法」に基づく【トップランナー基準】※6を満たす設備であることとします。トップランナー基準を満たしている設備の他、国の予算事業である「省エネルギー投資促進支援事業※7『(Ⅲ)設備単位型』補助対象設備一覧」に登録されている設備に更新する場合は、トップランナー基準を満たしているとみなし、助成対象設備とします。なお、トップランナー基準が決められていない設備でも、対象設備一覧表(別表)において、設備種別ごとに定めた省エネ性能に関する基準を満たす(省エネ基準達成率100%以上)場合には助成対象設備とします。

また、発電設備(主に自家消費のために設置する太陽光パネル及び付属設備(自家消費割合が50%を超えること)であって、出力1kW以上50kW未満に限る。増設は助成対象外)、エネルギー管理設備、建物付属設備のうち風除室、カーポートについては新設のみ、エントランスドアは更新・新設どちらも、その他の環境対象設備については更新のみ助成対象とします。

### ※6【トップランナー基準】とは？

現在商品化されている製品のうち、商品カテゴリーごとにエネルギー消費効率が最も優れている(トップランナー)製品のこと。

※7【省エネルギー投資促進支援事業※7『(Ⅲ)設備単位型』補助対象設備一覧】とは？  
(一社)環境共創イニシアチブ(通称SII)に登録されている設備一覧。

<https://sii.or.jp/setsubi06r/search/>

## 7. 対象設備一覧表

---

別資料でご説明します

## 8. 事業計画書(様式第1号の2)の記載方法

---

【エネルギーコスト削減助成金事業計画書(様式第1号の2)の記載方法】

①【更新】『(Ⅲ)設備単位型』補助対象設備一覧に登録されている設備の場合

別資料でご説明します

## 8. 事業計画書(様式第1号の2)の記載方法

---

【エネルギーコスト削減助成金事業計画書(様式第1号の2)の記載方法】

②【更新】『(Ⅲ)設備単位型』補助対象設備一覧にないトップランナー基準を満たす設備の場合

別資料でご説明します

## 8. 事業計画書(様式第1号の2)の記載方法

---

【エネルギーコスト削減助成金事業計画書(様式第1号の2)の記載方法】

③【更新】トップランナー基準が決められていない設備の場合

別資料でご説明します

## 8. 事業計画書(様式第1号の2)の記載方法

---

【エネルギーコスト削減助成金事業計画書(様式第1号の2)の記載方法】

④【新設】発電設備(太陽光パネル)の場合

別資料でご説明します

## 9.助成率・上限額

### ○助成率・上限額等

複数の環境対応設備の更新・新設について交付申請することができます。  
ただし上限額を超える部分の経費については自己負担となります。

	基本コース	促進コース
助成率等	1/2以内（発電設備は出力1kWあたり4万円以内）	3/4以内（発電設備は出力1kWあたり4万円以内）
上限額等	下限額50万円 上限額500万円	上限額1,500万円

# 10.事業のスケジュール

---

## (1) 交付申請から交付決定までの期間

### ア 募集期間

令和8年(2026年)3月16日(月)から令和8年9月30日(水)まで

ただし、交付申請額の合計が予算額に達し次第、期間内であっても基本コースと促進コース同時に募集を締め切ります。

### イ 交付申請から交付決定まで

交付申請されてから交付決定までの期間は、概ね2～3週間程度を想定していますが、申請が集中した際には、さらに時間を要する場合があります。あらかじめご了承ください。

原則、交付決定日前に発注や契約等を行った設備等は助成対象とすることができません。交付申請時に「事前着手届」を提出された場合はその日から発注や契約を行うことができますが、その場合でも交付決定とならなかったときには、助成対象となりませんのでご注意ください。

## (2) 交付決定から実績報告までの期間(助成事業実施期間)

交付決定となりましたら、助成対象となる設備等の発注や契約が可能です。設置工事、更新の場合は既存設備の処分を行い、支払まで全て完了しましたら速やかに実績報告を行ってください。

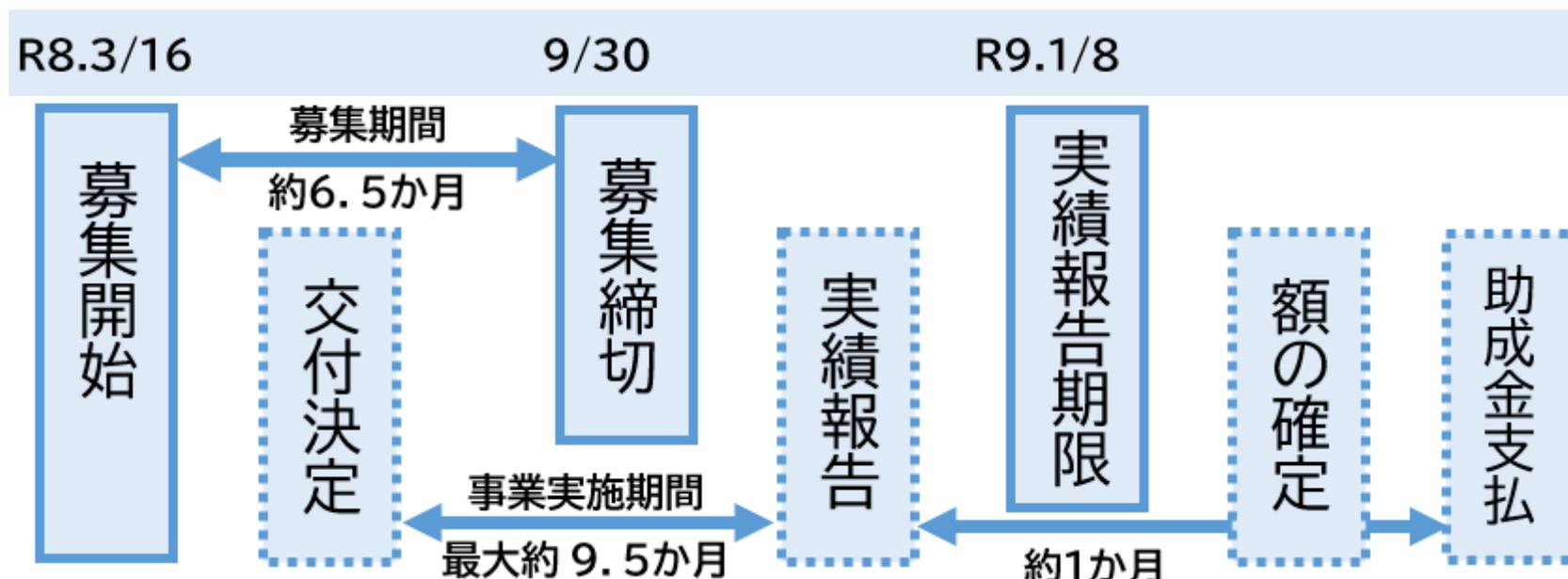
助成事業の実施期限は、令和9年(2027年)1月8日(金)までとなります。

この期限内に支払まで完了しなかった経費は助成対象となりませんのでご注意ください。

# 10.事業のスケジュール

## (3)実績報告から助成金支払までの期間

実績報告書を提出いただいた後、設置済設備確認のため日時調整のうえ、本事業事務局(以下「事務局」)による現地調査を行います。現地調査終了から助成金額の確定までは書類不備等が無ければ概ね2~3週間程度、助成金の請求から支払までは概ね1週間程度を想定しています。



# 11.助成金の交付申請方法および交付決定

## (1)助成金の交付申請

募集開始以降、助成金交付申請書に関係書類を添付して、交付申請を行ってください。

すべて専用ホームページから書類をダウンロードのうえ、WEB上で電子申請を行っていただきます。

紙による郵送や提出での申請は承りませんので、ご了承ください。

これまでの助成金事業と比較し、ご準備いただく書類の数は少なくなります(更新前設備の写真や図面のご提出は不要になります)。

### ア 交付申請書類

事業ホームページ内にある、「長野県エネルギーコスト削減助成金(中小企業者向け)交付申請書(様式第1号)」と、次ページで紹介する必要な添付書類をHPからダウンロードいただき、HP内専用フォームからWEBで提出してください。

交付申請書(様式第1号)に記載する交付申請額は、「予算収支内訳書」の助成対象経費(税抜)に助成率を乗じて得た額(千円未満切捨)又は助成上限額のいずれか少ない方を記載してください。また、取組概要(30字まで)、事業者名、所在地、主たる業種はホームページで公表しますので、それを前提に記載してください。

なお、交付申請時に「事前着手届出書(様式第2号)」を提出した場合には、その日から発注や契約を行うことができますので必要に応じてご提出ください。ただし、その場合でも交付決定とならなかった時には、助成対象となりませんのでご注意ください。

# 11.助成金の交付申請方法および交付決定

## 交付申請書に添付が必要な各種書類

添付書類	提出形式	留意事項
エネルギーコスト削減助成金事業計画書 (様式第1号の2)	Word	【エネルギーコスト削減助成金事業計画書の記載方法】を参照
予算収支内訳書 (様式第1号の3)	Word	<ul style="list-style-type: none"> <li>・助成対象経費は税抜金額 (ただし助成事業に要する経費は税込の金額) とする</li> <li>・収入の部の金額合計と、支出の部の助成事業に要する経費の合計を一致させること</li> </ul>
助成要件確認書兼誓約書 (様式第1号の4)	Word	押印不要
助成対象経費にかかる見積書の写し	PDF	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交付申請の3か月以内に発行されたもの</li> <li>・単価50万円 (税抜) 以上の経費については2社以上から見積をとり、安価な発注先 (委託先) を選択すること</li> <li>・発注する内容の性質上、見積をとることが困難な場合は、該当企業等を随意契約の対象とする理由書を代わりに提出すること</li> </ul>
導入予定設備の仕様・性能が分かる書類 (カタログ等) の写し	PDF	原則、申請時点で省エネ法に基づくトップランナー基準を満たす製品であること
更新の場合は、更新前の既存設備の仕様・性能がわかる書類 (カタログ等) の写し	PDF	<ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネルギー投資促進支援事業『(III)設備単位型』補助対象設備一覧に登録されている設備に更新する場合も添付のこと。</li> <li>・カタログ等がない場合は仕様・性能を記入した書類を作成のこと (任意様式)</li> </ul>
法人は履歴事項全部証明書の写し、 個人は住民票の写し	PDF	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交付申請の3か月以内に発行されたもの</li> <li>・個人の住民票の場合、マイナンバーは不要なため記載がないものまたは黒塗りにすること</li> </ul>
国及び県の納税証明書の写し	PDF	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交付申請の3か月以内に発行されたもの</li> <li>・国税については未納の税額がないことの証明となる納税証明書「その3」</li> </ul>
知事が必要と認める書類	Word	更新の場合は、更新前設備処理誓約書 (要領様式第1号) を添付すること

# 11.助成金の交付申請方法および交付決定

## イ 交付申請期限および申請方法ならびに申請先

募集期間内の令和8年(2026年)9月30日までに、交付申請書及びその他添付書類の電子データを指定の形式で一式、助成金専用ホームページ内(Webサイト)の申込フォームへアップロードください。

**!**電子メールアドレスは問合せ専用のためこちへの添付は不要、紙媒体の郵送はできません。  
交付申請後、3営業日以内を目安に事務局から電子メールで申請受理連絡を行います。  
申請受理イコール審査開始ではありません。受理後、書類を精査し順番に審査を行います。

### 【申請先及び連絡先】

長野県中小企業GX推進事務局（業務委託先：アデコ株式会社）

専用Webサイト内申請フォーム <https://nagano-enecos.com/>

電話（直通）：050-5538-4051（平日9:30～17:30）※土日祝日は休業

※専用フォームへのお申し込みは随時受け付けますが、対応は事務局開設時間となります

## (2) 交付決定

交付申請書及びその他添付書類の内容確認や不備等があった場合には、事務局又は県から交付申請書に記載の「担当者連絡先」へご連絡のうえ、修正や不足書類の提出依頼等、お問合せをさせていただきます。

全ての交付申請の要件を満たしている場合には交付決定を県で行い、文書等で通知します。

**交付決定日以降、助成対象となる設備の発注や契約を行っていただいて構いません。**

なお、助成金の交付決定に当たっては、助成事業者名、所在地、主たる業種、取組概要等をホームページ内で公表させていただきますので、あらかじめご了承ください。

# 12.実績報告の方法および助成金額の確定

## (1) 助成事業完了後の実績報告

交付決定後、設備導入～工事～支払い(検収)まで全て完了しましたら、速やかに実績報告を行ってください。この後、現地確認を行います。報告期限の令和9年(2027年)1月8日(金)間際になりますと現地確認の集中が予想され、助成金の請求・支払が遅れる場合があります。

### ア 実績報告書類

事業ホームページ内にある「長野県エネルギーコスト削減助成金(中小企業者向け)実績報告書(様式第6号)」と次ページに記載の申請に必要な添付書類をHPからダウンロードいただき、HP内専用フォームからWEBで提出してください。

実績報告書に記載する助成金実績額は、実績収支内訳書の助成対象経費(税抜)に助成率を乗じて得た額(千円未満切捨)、又は助成上限額のいずれか少ない方を記載してください。

# 12.実績報告の方法および助成金額の確定

## 実績報告書に添付が必要な各種書類

添付書類	提出形式	留意事項
エネルギーコスト削減助成金実績内容説明書 (様式第6号の2)	Word	【エネルギーコスト削減助成金事業計画書の記載方法】に準じて記載すること
実績収支内訳書 (様式第6号の3)	Word	<ul style="list-style-type: none"><li>・助成対象経費は税抜の金額 (ただし助成事業に要する経費は税込の金額) とすること</li><li>・収入の部の金額の合計と支出の部の助成事業に要する経費の合計を一致させること</li></ul>
取得財産等管理台帳 (様式第6号の4)	Word	助成金により取得した単価50万円 (税抜) 以上の設備等の財産は、取得財産等管理台帳を作成して管理すること
助成対象経費証票類 (見積書、発注書、契約書、納品書、請求書、支払を証する書類 (通帳等)) の写し	PDF	<ul style="list-style-type: none"><li>・対象設備ごとに時系列に整理すること</li><li>・通帳の写しを添付する場合には、助成対象経費の支払と関係ない部分を黒塗りにすること</li></ul>
更新前設備の産業廃棄物管理票 (マニフェスト) 等の適正に処理されたことを証明する書類の写し、又はそれに代わる書類等	PDF	<ul style="list-style-type: none"><li>・その他、家電リサイクル券、フロンガス回収証明書等、更新の場合のみ提出すること</li><li>・助成事業者の責によらず、処分業者の都合によりマニフェストが発行されない場合には、処分事業者による証明書 (様式任意) に代えることができる</li></ul>
県に提出した事業活動温暖化対策計画書 (第5次計画期間) の写し	Excel	ヘルプデスクへ提出したそのままのデータのコピーを添付すること (促進コースのみ)
長野県SDGs推進企業登録制度登録証の写し、又は長野県SDGs推薦企業登録申請書 (実施要領様式第1号) の写し	PDF	登録済の場合は登録証の写し、申請済で未登録の場合は申請書の写しを添付すること (促進コースのみ)
知事が必要と認める書類	PDF	10kW以上の太陽光発電を導入した場合は、使用前自己確認結果届出書の提出が義務付けられているため、届出書 (受付印があるもの) の写しを添付すること

# 12.実績報告の方法および助成金額の確定

## イ 実績報告期限および報告方法、ならびに報告先

支払いまで全て完了した日か、実施期限である令和9年(2027年)1月8日(金)のいずれか早い日までに、実績報告書およびその他添付書類の電子データを指定の形式で一式、助成金専用ホームページ内(Webサイト)の**申込フォームへアップロード**ください。

**!** 電子メールアドレスは問合せ専用のためこちらへの添付は不要、紙媒体での郵送はできません。

### 【申請先及び連絡先】

長野県中小企業GX推進事務局（業務委託先：アデコ株式会社）

専用Webサイト内申請フォーム：<https://nagano-enecos.com/>

電話（直通）：050-5538-4051（平日9:30～17:30）※土日祝日は休業

※専用フォームへのお申し込みは随時受け付けますが、対応は事務局開設時間となります

# 12.実績報告の方法および助成金額の確定

## (2)現地調査の実施

完了後、実績報告書に基づき事務局が現地調査を行いますのでご協力をお願いします。  
日時調整のため、事務局から直接ご連絡いたします。  
助成対象設備や帳票類の確認ができない場合は、助成対象外となります。

## (3)助成金額の確定

実績報告書類と現地調査の結果を受け、助成金交付要件を全て満たしたことが確認できた場合には、県が助成金額を確定します。助成金額は交付決定額の範囲内で、助成対象経費のうち実際に支出したことが確認できる費用の合計に助成率を乗じて得た額(千円未満切捨)となります。

助成金額の確定は文書で通知します。助成金額確定の通知を受けましたら、速やかに「長野県エネルギーコスト削減助成金(中小企業者向け)請求書(様式第7号)」を実績報告と同様に事務局へ提出し、助成金の支払を受けてください。

請求書の書式は事業専用HP内に記載がありますので、HPからダウンロードのうえ事務局あてにWEB内専用申込フォームへアップロード(提出)してください。

# 13.助成金に関する留意事項

## 注意！重要！

本助成金を交付決定され助成事業者になりますと、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律や規則、要綱等に基づくいくつかの制約が求められ、また様々なご対応が必要になります。助成事業者になった際のことを想定し規則や要綱をよくお読みいただき、以下の事項に十分ご留意された上で、交付申請を行ってください。

### (1)虚偽の申請・不正行為に関する留意事項

本助成金の交付申請書類を始めとする全ての提出書類において、その内容に事実と異なる記述が認められたとき、また不正行為が行われたことが認められたときには、助成金の交付決定の取消を行うとともに、支払済の場合には取消対象となった助成金額の返還を求めます。助成金に関する不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律において、刑事罰等を科す旨が規定されていますのでご留意ください。

本助成金は、助成事業者自らが自社の経営を見つめ直し、省エネによるコスト削減を図り収益構造の改善を図っていただくことを目的に交付するものです。外部のアドバイスを受けること自体には問題はありませんが、上記の趣旨に沿わない申請は交付の対象となりませんのでご注意ください。

また、これまでの助成金において、高額なアドバイス料を請求される事案も発生しておりますのでご注意ください。市場価格と比較して相当に乖離した見積金額であると判断した場合には、事務局や県からお問合せすることがありますので併せてご注意ください。

# 13.助成金に関する留意事項

## (2) 交付決定後における留意事項

### ア 助成事業内容の変更

交付決定後、都合により事業計画の内容変更又は予算収支内訳書における助成対象経費の総額や配分を変更する必要があるときは、あらかじめ「事業計画変更承認申請書(要綱様式第4号)」により申請して承認を受けてください。承認前に発注又は契約した経費は助成対象となりません。変更承認が必要な場合の要件については、要綱第10条第1項の規定をご確認ください。

### イ 経費の支払方法

支払の証拠を残すために原則、経費は銀行振込で支払ってください。振込手数料及び送金手数料は助成金対象外です。分割払い、クレジットカード決済、リボルビング支払等の場合、金融機関等からの引き落としが事業期間内に完了していれば助成対象です。代表者等が個人のクレジットカードで支払を行った場合は立替払いとし、帳簿等でその個人への支払の確認ができない場合には助成対象外とします。また、小切手や手形、現金での支払についても助成金の対象外とします。

### ウ 取得財産の管理

助成金により取得した単価50万円(税抜)以上の設備等の財産は、取得財産等管理台帳を作成して管理してください。また、固定資産台帳へ記載する場合には、設置場所が県内となるようにしてください。

### エ 助成事業の中止又は廃止

交付決定後に都合により助成事業を中止又は廃止しようとするときは「事業中止(廃止)承認申請書(様式第5号)」を提出し、承認を得てください。

上記、事務局に提出必要な各種書式に関しては専用HP内にありますので、各自ダウンロードのうえ、専用フォームから事務局に申請をお願いします。

# 13.助成金に関する留意事項

## (3)助成事業完了後における留意事項

### ア 事業活動温暖化対策実施状況等報告書の提出(促進コースのみ)

促進コースの助成事業者は事業活動温暖化対策計画書制度に基づき、令和9年度から令和11年度までの3年間、毎年7月末日までに当該制度のヘルプデスクへ報告書を提出してください。この報告は交付申請を取り下げるなどして助成金の交付を受けなかった場合でも、一度計画書を提出した際は報告いただく必要がありますのでご注意ください。なお、この報告については**写しを事務局へ提出する必要はありません。**

### イ 検査の実施及び関係書類の保管

本助成金は、財源の一部に国の重点支援地方交付金を活用しています。助成金の検査を行う場合がありますので、助成金交付を受けた年度の終了後も5年間は本助成事業に関する書類や帳票類を全て保管してください。検査の結果、助成金の返還命令等の指示がなされた場合には、これに従わなければなりません。

### ウ 取得財産の処分の制限

助成金により取得した単価50万円(税抜)以上の設備等の財産については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定められた期間内に、県の承認なく廃棄や売却などの処分をすることができません。処分しようとするときは、あらかじめ「財産処分承認申請書(様式第8号)」を県に提出して、承認を得てください。承認後、耐用年数に満たない部分の償却期間における**残存簿価に基づく助成金の一部、処分によって収入があったときにはその一部の納付を求められます。**承認には相当の時間がかかることがありますので、定められた期間内に処分が必要となったときには、可能な限り早く県へご相談ください。

# 14.お問合せ先・今後の流れ

交付申請書類等の作成方法や申請方法など、本助成金に関するお問合わせは、専用Webサイトのお問合せフォーム、電子メール又は電話にて、長野県中小企業GX推進事務局へお願いします。電話による場合は土日祝日を除く、平日午前9時30分から午後5時30分までとなります。

## 【助成金申請に関するお問合せ先】

長野県中小企業GX推進事務局（業務委託先：アデコ株式会社）

専用Webサイト内申請・お問合せフォーム <https://nagano-enecos.com/>

電話（直通）：050-5538-4051（平日9:30～17:30）※土日祝日は休業

※専用フォームへのお申し込みは随時受け付けますが、対応は事務局開設時間となります

助成事業全体に関するお問合わせは、電子メール又は電話にて以下の県担当者へお願いします。電話による場合は土日祝日を除く、午前9時から午後4時30分までとします。

## 【助成事業に関するお問合せ先】

長野県 産業労働部 経営・創業支援課 中小企業支援係 担当者：齋藤(サイトウ)

電子メール：chusho@pref.nagano.lg.jp

電話（直通）：026-235-7195

## 14.お問合せ先・今後の流れ

○交付申請スタート、事業専用ホームページ・専用電話開設

3月16日(月)9:30

○事業募集締め切り

令和8年(2026年)9月30日(水)

※期間内であっても交付申請額の合計が予算額に達し次第、基本コース・促進コースともに募集を締め切ります。

○実績報告期限

令和9年(2027年)1月8日(金)

※本日投影・ご説明しました資料、説明会の動画はホームページ開設以降アーカイブ化しますので、いつでも見返してご覧いただけます。